

農林水産省独立行政法人評価委員会

農業技術分科会

平成24年2月24日（金）

農林水産省 農林水産技術会議事務局

午前10時00分 開会

○技術政策課 山本課長補佐 おはようございます。これから、平成23年度第3回の農業技術分科会を開催いたしたいと思います。

開会にあたりまして、まず最初に、農林水産技術会議事務局、松田研究総務官からご挨拶を申し上げます。

○松田研究総務官 研究総務官の松田でございます。よろしくお願いいたします。

独立行政法人評価委員会農業技術分科会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末のご多用のところ、皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから独立行政法人の業務等につきましてご指導、ご鞭撻を賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、本日の分科会におきましては、後ほど担当者から説明させていただきますが、農林水産技術会議において、農林水産研究における原発事故の対応方針が策定されることとなり、これに伴いまして、農研機構における中期目標、中期計画を変更することとなりましたので、これに関するご審議をお願いいたします。

また、農研機構の業務方法書の変更、重要財産の処分等に関する認可、不要財産の国庫納付、4独法における退職役員の退職金に関わります業績勘案率、それから昨年度新たに中期目標、中期計画が策定されましたことに伴います当分科会における評価方法の変更についてご審議いただくことにしております。

併せて、ご案内のとおり、農業者大学校が閉校することに関連して、今後の農業経営者教育の対応方向、独法改革に関して先日閣議決定されました内容などについて情報の提供をさせていただくことにしております。

限られた時間でご審議いただく内容が多岐にわたり、誠に恐縮と存じますが、何とぞよろしくごお願い申し上げます。

委員及び専門委員の皆様におかれましては、各独立行政法人がより一層効率的、効果的に業務を遂行し、農林水産業、食品産業の発展に資するすぐれた業績を上げることができるよう、幅広い視点からご審議をいただきますようお願い申し上げます。冒頭の私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山本課長補佐 それでは、以降の議事進行につきまして、分科会の会長でございます齋藤先生にお願いしたいと思います。

○齋藤座長 本日は、委員及び専門委員の皆様方に、大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

まず、事務局から本日の委員出席状況及び配付資料についての説明と確認をいただきます。よろしくどうぞ。

○山本課長補佐 それでは、まず初めに、前回、8月12日の分科会以降委員の異動がございましたので、ご報告、ご紹介させていただきたいと思います。

前嶋委員がご退任され、新たに大西茂志委員にご就任いただきました。大西委員は、全国農業協同組合中央会常務理事でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○大西委員 よろしくお願ひいたします。

○山本課長補佐 それから、本日の分科会の出席状況でございますが、委員の荒牧先生、専門委員の市田先生、金井先生、竹田先生、こちらの4名の方からご欠席というご連絡をいただいております。したがって、本日は、評価委員4名、それから専門委員6名のご出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定によりまして、当分科会が成立していることをご報告申し上げたいと思います。

なお、大西先生におかれましては、所用がございますということで、途中でのご退席になりますが、ご了承いただきたいと思います。

また、本日は、議事において説明いただくために農研機構から堀江理事長、石島理事、JIRCASからは安中理事、また関係の方々にもご出席いただいておりますが、事務局も含めまして、本日時間も限られておりますので、お手元に配付いたしました出席者名簿、座席表でもって私からの紹介に代えさせていただきたいと思います。

続きまして、配付資料のご確認でございますが、まず、配付資料の一覧、座席表、議事次第、出席者名簿、それから本日ご審議いただきます資料1-1「農研機構の中期目標の変更（案）」、資料1-2「農研機構の中期計画の変更（案）」、資料2「農研機構の業務方法書の変更（案）」、資料3「農研機構の重要な財産の処分等に関する認可について」、資料4「農研機構の不要財産の国庫納付について」、資料5「各独立行政法人の役員の業績勘案率について（案）」、資料6「農業技術分科会における独立行政法人の評価基準等の改訂（案）」、資料7-1「JIRCASタイ国内における現金横領事案への対応経緯について」、資料7-2「平成24年度からの農業経営者教育の対応方向について」、資料7-3「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」でございます。

大部になっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、また、これとは別に配付資料といたしまして、資料1の関連でございますが、右上に（参考）といたしました「農林水産研究における原発事故への対応方針の概要について」、それから資料4の関連資料といたしまして、「平成23年度過年度委託事業費変換金等の内訳」という1枚紙がございます。この1枚紙の資料は、右上に非公開資料と記載しておりますとおり、会議が終わりましたら回収させていただきたいと存じますのでよろしく願いいたします。

以上が資料でございますが、過不足ございましたら事務局の方へお申し出いただければと思いますのでお願いいたします。

○齋藤座長 本日の議題でございます。これは繰り返してございますが、確認の意味で申し上げます。

1、農研機構の中期目標、中期計画の変更について、2、農研機構の業務方法書の変更について、3、農研機構の重要な財産の処分等に関する認可について、4、農研機構の不要財産の国庫納付について、5、各独立行政法人の役員の業績勘案率について、6、農業技術分科会における評価方法について、7、その他でございますが、これは、これからのかなり重要な情報がございますので、特に独法改革につきまして、ご説明があると思います。

では、これから進めていきます。

まず、議事1に入ります。

中期計画の目標、中期計画の変更についてでございますが、事務局からお願いいたします。

○山本課長補佐 主務大臣が中期目標を変更する場合、独立行政法人通則法第29条により、また、中期計画の変更を認可する場合は、同法第30条によりまして、この評価委員会の意見を聞くということになっております。

農林水産省評価委員会では、この意見提出が当分科会に委任されております。現在、農林水産省で農研機構の中期目標の一部改正の検討が行われておりまして、農研機構では、中期計画の一部改正の検討が行われております。概ねの案がお手元に配付したような形でまとまったところでございます。

現段階では、中期計画につきまして、農林水産大臣からの正式な意見聴取が行われておりませんが、4月から、新たな中期目標、中期計画に基づく業務を実施するために、3月中の変更の大臣認可手続を行いたいと考えております。よろしく願いしたいと思います。

○齋藤座長 これにつきましては、中期目標についての諮問でございます。また、中期計画については、意見聴取がもちろんございますが、その前にここで説明いただき大臣から諮問された段階で速やかに意見を提出するよう、本日の分科会において意見集約を行いたいということ

でございます。

それでは、まず事務局から中期計画の変更（案）について説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 それでは、最初に、参考資料に基づきまして、技術政策課長小平から説明いたします。

○小平技術政策課長 お手元の資料のうち、右肩に参考として、表題に「農林水産研究における原発事故への対応方針の概要」というペーパーがあるかと思えます。これは、今日、ご議論いただく農研機構の中期計画の変更に関わるその前段となる動きでございます。

昨年3月の震災、それから、それによって引き起こされた福島の第一原発事故、これによって放射性物質が周辺の地域に降ってしまった。それで、急遽、農林水産技術会議としましても、なかなか今まで知見がなく、手探り状況で除染技術の開発に取り組んでまいりました。

それは、我々が農林水産研究の大きな方向を決めている研究基本計画という中では想定していないことが相当含まれておりまして、緊急的な取組ということで対処してきたところでございます。ここでちょうど1年経つということで、現在まで手探りの中で取り組んできた研究開発で一定の成果も出てきましたし、また残された課題も明らかになってきました。そこで、今後の原発事故への対応の方針といったものを定めて、どういうところにポイントを当てて研究開発をしていったらいいかということを決めたいということでございます。

真ん中あたりでございますように、2つの柱が掲げられるということで、農地土壌などの除染技術を開発するというのと、さらに農作物などが放射性物質をあまり吸わないような移行制御技術といったものの開発が考えられます。その下のところに書いてありますように、高濃度の汚染土壌地域などはまだどうやって除染していったらいいかという課題もございまして、農地周辺には畦や農道といったいろいろな施設がございますが、そういったところの除染をどうやったら効率的に進められるか。それから農林水産物などにおける移行動態の解明等々が課題となっております。

もう一つの柱としましては、これまでもモニタリングをいろいろしてきましたが、長期的には減衰がおきていますので、農地土壌などにおいて、放射性物質が環境の中でどのように動いていくかということを考えて、その解明をしていくことが重要だということで、2つ目の柱と考えさせていただいているものでございます。

1枚めくっていただきまして、赤い字が書いてありますが、簡単にご説明しますと、一番左のところについては、昨年の3月以降、緊急的に取り組んで、ある程度の成果も上がってきたというもので、基盤的な除染技術などは開発されましたが、まだ高線量地域の除染などは引き

続き開発の必要があるということで、ブルーで囲まれたあたりが、今後の研究開発課題ということで整理をしています。

その中の赤い字のところが、今回、これからご説明する農研機構の中期目標、あるいは中期計画に追加をして、位置づけられる課題ということになっております。

以上、簡単でございますが、こういう形で、今後の原発事故への対応方針を定めたいという一連の流れをご説明いたしました。

以上です。

○山本課長補佐 続きまして、中期目標の変更について樫村研究調整官から説明いただきたいと思っております。

○樫村研究調整官 それでは、私から、農研機構の中期目標の変更について説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。

表紙1枚めくっていただきますと、大臣から中期目標の変更について意見を求められた文書でございます。

もう1枚めくっていただきます。

今、説明がありましたように、農水省では、原発事故対応研究を緊急に進めてきたところでございますが、そういった中で、除染技術の開発等では、農研機構が中心的な役割を果たしております。ただし、農研機構の中期目標では、当然のことですけれども、今回の原発事故に対応したような研究目標というのは示されておられません。このため、農研機構では、これまで行政ニーズへの機動的対応といたしまして、緊急研究を行ってきたところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、原発事故の影響には、このような緊急研究だけでは当然対応できませんので、先ほどの対応方針に示されたような研究を計画的に進めていく観点から、中期目標に原発事故対応研究を明確に位置づけるため、中期目標を変更させていただきたいと考えております。

具体的には、1枚めくっていただきますと、横長の表が出ておりますけれども、これが中期目標の新旧対照表でございます。左側の欄が今回変更したい案でございます。

1枚めくっていただいて、裏のページになりますけれども、左側の欄、上から3行目から下線を引いたところがございます。これが今回追加したいと考えているところでございます。この部分は、今、ご説明した農水省の状況を踏まえた中で、対応方針を策定してきたということを書いております。

その3行下あたりですが、それを受けて、農研機構の研究の柱として、原発事故に対応する

ための研究を追加しております。

次、3ページでございますけれども、「第3、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の「1、試験及び研究並びに調査、（1）研究の重点化及び推進方向」、ここに農研機構で行うべき研究の柱を書いていますけれども、ここに先ほどの前文と同じように、原発事故に対応するための研究を追加しております。

そのページの一番下、「別添1 試験及び研究並びに調査に係る研究の推進方向」でございますけれども、ここが研究目標を具体的に記載するところでございます。めくっていただきまして、4ページの別添につきましても、現在農研機構につきましても、4つの柱を立ててやっておりますけれども、今回、新たな5つ目の柱として、原発事故対応のための研究開発という項を起しました。この中に、その中の一番下、2行になりますけれども、具体的な目標といたしまして、農地土壌等の除染技術、それから農作物等における放射性物質の移行制御技術等を開発する。このようなことを書き加えたいと考えております。

以上でございます。

○齋藤座長 それでは、続きまして、堀江理事長から中期計画の変更の（案）についてのご説明をお願いいたします。

○堀江理事長 お手元の資料1-2で考え方をご説明したいと思います。1枚めくっていただくと、背景がございます。

これは、皆様はよく御存知のように、東日本大震災の際の原発事故により大量の放射性物質が環境中に放出されて、農畜産物が汚染されたという状況が発生いたしました。これに対しまして、これまでの外国での知見等をもとにいろいろな対策技術について適応可能性というのを非常に緊急的に探ってまいりました。

1つは、農畜産物の放射性物質の移行動態、あるいは、どうやって除染するかといった研究を現地で緊急的に行ってまいりましたが、これまでの緊急的、機能的な対応から、計画的、効果的な研究の実施へという段階に移行する必要があるという考え方のもとに、先ほど説明がありました中期目標を受けまして、除染技術の高度化という項目をつけ加えました。これは、対象の拡大、効率の向上、あるいは取り除いた物質をどう処理するかということでございますし、それから農畜産物・食品の汚染リスクの低減ということでございます。汚染はいろいろな条件によって異なりますが、その変動要因を明らかにする、あるいは作物の種類や食品の品目による違い、あるいは一番もとにあります分析精度の向上でございます。

さらに、そういったものを体系化するために、土壌・水・作物系という範囲の中での対策技

術を絡めて放射性物質の動態を把握していくということでございます。そのために、農研機構は福島に研究拠点というのを持っております。これは、ちょっと見づらい地図ですが、福島市の西に位置しております。汚染状況からいいますと、土壌が1,000から5,000ベクレルぐらいに汚染された地域でございます。ここでは、これまで環境保全型の農業に関する研究をやっていましたが、ここにある程度の施設や機器を整え、人を配置し、運営費交付金の重点配分と外部資金の獲得ということで、ここを拠点として対応していこうということでございます。

次に、中期計画の内容でございますが、1つは、農地土壌等の除染技術でございまして、高線量汚染地域等の農地の除染、あるいは畦畔や用排水路からの農業施設周辺の除染、それから汚染土壌・食物残渣等、大量の残渣が出てきますけれども、これをどうやって容積を小さくして処理していくかという技術、それから農地土壌から河川へ流出する、そういった実態を把握してまいりたいと思います。

それから、農作物等への放射性物質の移行制御技術といたしましては、作物の特性がかなり違っているということがわかってまいりましたので、それに応じた低減技術、あるいは加工工程でこういった放射性物質がどういうふるまいをするかという、そういった動態の把握、あるいは吸収の少ない作物、あるいは逆に多い作物と、こういったものを探索してまいります。こういったことを柱に、次のページに具体的に示すような内容を中期計画に盛り込みました。1ページ目は、いわゆる前文に当たるところでございまして、前文の最後のところに、「また、東北地方太平洋沖地震云々」ということをつけていただきまして、さらに一番最後に、「以下の業務を行う」という形にしまして、続いて具体的な農業・食品産業技術に関する研究を述べています。これまで農研機構は4本の柱を立てて、食料の安定供給とか、地球規模の課題解決といった研究を行ってまいりましたけれども、もう一つ課題を追加いたしまして、5番目として、農地土壌等の除染技術、農作物等における放射性物質の移行制御技術の開発等の原発事故に対応するための研究を実施するという内容の項目をつけ加えまして、中期計画の一番最後のところに文章にして追加しております。

以上が、中期計画の変更点でございます。

ありがとうございました。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

今、事務局及び理事長から農研機構の中期目標、中期計画についての変更（案）が説明されました。これについて質疑に入りたいと思います。

ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

○西澤委員 これだけの重大な事態ですから、それを受けて、臨機応変に中期計画、あるいは中期目標の変更を決断なさったことはすばらしいことだと思います。

農研機構だけが中期計画と中期目標の変更をなさるのでしょうか。これは、農研機構だけではなくて、ほかの研究所にも関わる問題であると思うんですけれども。

○樫村調整官 お答えいたします。

当然、先ほどの対応方針をご覧いただければわかりますように、原発事故の対応としては、1つは、今回の農研機構でやることにしております除染技術の対応技術といった対策でございますけれども、もう一本の柱といたしまして、モニタリングということがございます。当然その状況を把握していかないとやったことの効果はわかりませんし、どういった技術を適用していけばいいかというのがわかりません。

モニタリングは、基本的に私どもの独法の一つの農業環境技術研究所が行っております。実は、農環研は、以前にも、例えば第五福竜丸事件とか、海外で行われた核実験の影響で、日本の農地が汚染されたということがありまして、これまでも、ずっと長期にわたってモニタリングをしております。実は、米におけるセシウムの移行の指標を出したというのは、その成績といますか、その蓄積があったからできたことですが、現在でも、農環研の中期目標に、そのことが明記されております。したがって、確かに投入する研究資源の量は大きくなってございますけれども、基本的には、その枠の中で実施できるということで、今回は、全く記載がなかった農研機構のみ変更することとしております。

○齋藤座長 ほかにどうございましょうか。

はい。

○大西委員 大西でございます。

基本的には農研機構の中期計画の変更については賛成するものであります。かつまた、これまでも、先般も報道がありましたけれども、土壌等の除染に素早く動いていただいて大変に感謝申し上げます。

これはご意見ですが、今回の、先ほど理事長ご説明の3ページの中に、福島研究拠点の整備が挙げられております。現地も来年の作付けも含めて、これからどうするのかということに大変不安ももちろん抱えておりますけれども、一方、科学的知見に基づいた復興ということに関しても、大変に現地で関心が高まっております。そういう点では、ぜひとも、現地との交流、もちろん県もそうですけれども、現地の生産者なり、もちろんJAもそうですけれども、活発な交流を行っていただいて、一日も早い復興に道筋をつけていただければと思います。

以上です。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。

はい。

○児玉委員 先ほどのご質問にありましたけれども、やはり農地だけでなく森林と一体化していますよね、水でも、何でも。森林総研もありますけれども、そちらとの連携とか、森林の除染というのが大きい問題になると思うんですけれども、そちらとの連携というか、対応はどうなっているのでしょうか。

○樫村調整官 当然のことながら、例えば、飯舘等の汚染地域は森林地帯ですので、森林も問題になっているわけですがけれども、基本的に森林の対応というのは、森林総研で行っております。もちろん、ご指摘のように、水の流れとかありますので、その辺は農業関係と森林の連携をとってやっております。

森林ですけれども、先ほどの案件と同じような状況がございまして、森林の方でもモニタリングをやって、今後とも対応していくと聞いております。

○齋藤座長 相互の連携というのは情報交換を含めて、それなりにできているという理解よろしいでしょうか。

○樫村調整官 放射線対策については、いろいろなところが影響し合っていますので、私どもの方でも、会議等をもって情報を常に共有するような形でやっております。

○齋藤座長 そういう説明でした。

ほかにどうでしょうか。

はい。

○大下専門委員 基本的に賛成で、否定的な気持ちはありません。放射能対策をせっかく追加されるので、既にこれまでに独法だけではなくて大学や県など、いろいろなところでデータが集積されていると思いますけれども、それらのデータをも十分考慮して行っていただきたいと思います。

それから、技術会議との関係は分かりませんが、農水省が公募しているプロジェクト、放射能対応の件ですけれども、一部私が見たところでは、必要な予算には遠く、結果的に企業のボランティアに頼ることを想定しているようなものがあるように感じます。せっかく中期目標・中期計画に放射能汚染に対応する研究を加えるのですから、農研機構には人的にも金額面でも、資源を十分に回していただいて、研究が進むように、ぜひご配慮いただきたいと思います。

○齋藤座長 これは、農研機構そのものというよりは、農水省全体的な姿勢に関わる問題でも

あるかと思いますが、これはどうでしょうかね。

○小平課長 原発事故に対応するために、解決すれば次の課題が見えるということで、補正予算を活用いたしまして、例えば、実用技術開発といった競争的資金で対応しているということなんですが、課題を幾つか考えないといけないという状況があって、確かに一つずつの課題に十分な予算が割り振られていたかという、そこはちょっと反省する面もあるかと思います。

確かに、企業の方々のいろいろな努力のおかげで進んでいるという面もありますので、今後、そういったものを進める際に、十分留意してまいりたいと思います。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。

はい。

○田中専門委員 除染に関連してですが、農地の場合、一般的な除染というのは違うのかもしれないけれども、環境省あたりは、仮置きから中間貯蔵、それから最終処分、それが福島県外だというような言い方をしているわけなんです、そこら辺の見通しがいいのでなかなか、個別的な行政運営をやっても、結局放射線ですから、原因を必ず何らかの形で処分しなければいけないわけですね。中間とか、最終というようなものから、農地に関してもそういった枠で進めていくんですか。

○小平課長 おっしゃるとおりで、これから除染も本格化する中で、環境省が中心になって全部一体として進めていくということになるんですが、地域としては、別に農地から出てくるものも、その他の道とかさまざまのところから出てくる汚染されたものを除去したものは、仮置き場とか、中間施設に入れていくということになりますので、今、除染をどのように進めていくかということで、対象の市町村が除染計画というものを立てているんですけども、中にはどういうところに借り置き場を設けて、どういう地域から優先的にしていこうということで、農地等とも含めて一体的な進め方について計画を立て、それを環境省が中心になって政府一体として支援していくという形になります。

農林水産省として、このような技術開発を行って、それで出てきた成果につきましては、政府の方で除染のためにこういうふうにと進みますよといったガイドラインをつくっておりますので、そういったところに反映させて、現地で使っていただく技術に位置づけていくという、こんな形になっております。

○齋藤座長 今回、ここでの議論は、農研機構の中期目標の変更が必要かどうかということでございますが、この点はよろしいでしょうか。もちろんいろいろな組織の中でのいろいろな調整問題を提案いただいておりますので、それを踏まえてということになると思いますが。

よろしいでしょうか。

(うなづく者あり)

○齋藤座長 それでは異議なしということで提出させていただきますが、よろしく願いいたします。

続きまして、中期計画の変更(案)については、大臣より正式な諮問があった場合、本分科会としては異存なしという答申をしたいと思っております。この際の文書表現につきましては、私に一任させていただきたいということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○齋藤座長 なお、今後、本変更の(案)に変更があった場合は、軽微なものへの対応は私に一任いただき、重大なものにつきましては、また書面で調整を行いたいと思っております。

では、その次に行きましょう。

では、議事2でございます。

農研機構の業務方法書の変更について、これも事務局から説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 主務大臣が独立行政法人の業務方法書の変更を認可する場合、独立行政法人通則法第28条によりまして、評価委員会の意見を聞くということになっております。農林水産省の評価委員会では、この意見提出が分科会に委任されております。現在、農研機構の業務方法書の一部変更が検討されておりますことから、この評価委員会の意見を頂戴したいと存じます。

業務方法書の変更につきましては、瀧澤調整室長、それから生産局技術普及課の今野課長補佐からご説明をお願いしたいと思います。

○瀧澤総務課調整室長 調整室の瀧澤でございます。

それでは、農研機構の業務方法書の変更について、資料2に基づきまして説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、大臣から委員会へ意見を求めるという文書がございます。

もう1枚めくっていただいたところに、業務方法書の変更についてというページの方が1ページとなっておりますが、その資料をもってご説明したいと思います。

まず、1の変更箇所というところがございますように、今回の変更は2点でございます。

1つ目は、農業者大学校に係る業務の廃止、2つ目は、農業機械化促進業務のうち型式検査の実施に係る検査手数料の改定、この2点となっております。

2の変更の理由でございますが、両業務とも平成22年の政策評価・独立行政法人評価委員会

の決定でございます、いわゆる勧告の方向性、また、同年22年の閣議決定でございます、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、これらにおける指摘を受けて、今般、24年度より見直すこととしており、その内容を受けての業務方法書の変更でございます。

2つ目の型式検査の手数料につきましては、後ほど、今野補佐からご説明を申し上げますが、私からは、農業者大学校に係る部分についてご説明したいと思います。

具体的な農業者大学校の業務についての指摘でございます。第3期中期目標、中期計画にも書かせていただいておりますが、23年度をもって終了としているところでございます。今回の業務方法書の変更につきましては、3ページに横長の表で新旧の対象の部分がございまして、これをもってご説明いたします。

教授業務につきましては、農業者大学校の部分が主体になりますが、現行は第11条から14条までの4条で規定しているところでございます。第11条につきましては、教育業務の基本方針を規定しているところでございますので、ここは一部の修正。また、12条から14条につきましては、農業者大学校そのものの科目の設置、授業料の運営に関することとなっておりますので削除するという変更をしたいという内容でございます。

以上でございます。

○今野課長補佐 引き続きまして、生産局技術普及課の今野でございます。

私からは、機械化促進業務の型式検査の部分についてご説明差し上げます。

最初の1ページ目に戻っていただきますと、文書のところに、今回の変更の理由ということで、先ほども説明がございましたとおり、昨年の行革の勧告の中で、2ポツ目の(2)でございますけれども、型式検査業務及び安全鑑定につきましては、さらなる受益者負担の拡大を図ることという指摘を受けまして、これにつきましては、下にもございますけれども、今回の中期目標の中に、受益者負担の拡大による手数料の見直しを行うということについて位置づけさせていただいております。それで、中期目標におきましても、24年度からそれをやるということになってございまして、今回お願いするところでございます。

3ポツ目でございますけれども、具体的にはどういう視点でやったかといいますと、(2)で、手数料の見直しに当たって、人件費とか物価の変位、それに基づきます単価の見直し、また、温暖化対策の一環として排ガス規制が強化されておりますので、その試験項目を新たに追加する必要があるということで、その影響を勘案しております。また、型式検査業務の効率化のところは、高精度化に関わる研究もしておりますので、そういうコストを勘案して、今回、算定を行っております。

具体的には、裏側に、別表1として、農機具の種類ごとの手数料を書いております。右左のとおりの変更ということになってございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○齋藤座長

それでは、これについても多少意見交換します。

大学校の問題も入っておりますが、皆さんからご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(うなづく者あり)

○齋藤座長 それでは、修正点はなかったということで処理させていただきます。

それでは、農研機構の業務報告書の変更(案)については、当分科会としては異存なしということで意見を提出したいと思います。よろしいでしょうか。

では、続きまして、議事3でございます。

農研機構の重要な財産の処分等に関する認可について、事務局から、本分科会におきます作業の位置づけ等についての説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 独立行政法人の財産処分につきまして、独立行政法人通則法の第48条によりまして、独立行政法人は重要な財産を譲渡しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないとされております。主務大臣は、この認可をしようとするときには、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。この評価委員会では、この意見決定の権限が分科会に委任されておりますので、このたび農研機構より重要財産の処分に関する認可申請が2件出されておりますから、その内容につきまして、評価委員会からご意見を頂戴したいと存じます。

本日は、農研機構から石島理事にご出席いただいておりますので、詳細につきまして、理事からご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○石島理事 機構理事の石島でございます。

資料に沿いましてご説明いたします。

資料の3の表紙をめくっていただきますと、公文書の写しがございますが、さらにめくっていただきまして1ページでございます。理事長名で大臣に、重要な財産の処分の認可申請をいたしているものでございます。

重要な財産は2件ありますが、そのうちの1件目は、表題の下にございますとおり、久留米大学から、当機構の九州沖縄農業研究センター筑後・久留米研究拠点に関しまして、大学の施

設の建設用地として敷地の割愛申請があったものでございます。

下の1番をご覧くださいますと、財産の所在地は福岡県久留米市でございます。財産の明細をご覧くださいますと、地目は畑、面積が5,131平米余になっております。機構の財産承継時の評価額といたしましては1,523万円余となっております。地目、畑でございますが、現況といたしましては、農業技術研修生の宿舎になっております。築40年ほどたっておりまして、国の時代からのものでございます。国有地には農地法の規制の適用がございませんので地目が変わっておりません。

ページをめくっていただきまして、3ページをご覧くださいますと筑後・久留米研究拠点の施設の地図がございます。上の方に赤く囲んだ、敷地から道路を隔てた飛び地となっている赤い部分が、久留米大学が取得を希望している部分でございます。下の赤いところがございますが、上の敷地を売却いたしました後は、研修生の宿舎を下の赤いところに建てたいと思っております。後ほど、ここは出てくる部分でございます。

文書に戻っていただきまして、1ページでございますが、一番下のところをご覧くださいます。下限価格を設定いたしまして、その額を下回らない金額で処分を行いたいと考えております。具体的には右下でございますが、不動産鑑定士の方から評価をいただいております。

2ページをご覧ください。

処分の方法でございますが、機構の規定によりまして、公用、公共用の用に供するために必要な物件を事業者売り払うときには随意契約によれることになっておりますので、随意契約にいたしたいと考えております。なお、売却収入につきましては、現在小規模拠点の見直しをいたしておりますので、その整備に当てたいと考えております。

上記理由と書いておりますが、久留米大学の施設整備のための事業用地でございまして、久留米大学の教育機関としての公益性を考慮したものでございます。

4番には、私どもの業務に支障がない理由を述べております。

先ほど申し上げましたが、小規模研究拠点の見直しの1拠点と位置づけております。また、処分予定地に建設されております研修生の寮の建て替えにつきましては、久留米大学が金銭保証をするということで合意をいたしております。ただし、この建設費につきましては、研修生寮の管理を行います上でどうしても近接していることが必要でございますが、近隣が市街地になっておりまして、新たに土地を取得することができません。このため、この施設の土地利用を見直しまして建設地を確保することにいたしております。このため利用面に支障はないものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。重要な財産の処分の2件目でございます。

愛知県武豊町から道路用地といたしまして、私どもの野菜茶業研究所武豊野菜研究拠点の一部敷地の割愛要請があったものでございます。

所在地は、愛知県知多郡武豊町でございます。知多半島の大体真ん中あたりにございまして、東側は三河湾沿いとなっております。

財産の明細でございますが、地目畑で譲渡数量1,926平米余になっております。

機構の財産承継時の評価額といたしましては1億5,500万円余となっております。

7ページ目の地図をご覧くださいますと、拠点の敷地の真ん中を東西に町道が貫いておりまして、この町道の拡幅の土地が欲しいという内容でございます。

5ページ目に戻っていただきますと、こちらも下限価格を設定しております。下限価格につきましては6ページの評価額となっております。処分の方法につきましては、こちらも公共用でございますので、随意契約にいたしたいと考えております。

また業務上の支障につきましては、最後でございますが、こちら小規模研究拠点の見直しの一拠点になっておりまして、将来的には廃止をすることを決めております。残地につきましても、現在武豊町が取得の意向を示しておりまして、今回の割愛を行うことにつきましても業務に支障がないところでございます。

以上でございます。

○齋藤座長 では、ただいま説明がありました、農研機構の重要財産の処分等につきまして質疑に入りたいと思います。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

○西澤委員 久留米大学が建て替えについて金銭保証をすることで合意しているということでしたが、これは取得のときに支払う金額以外にプラスアルファで、ということでしょうか。

○石島理事 プラスアルファでございます。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件に関して取りまとめたいと思います。

大臣への意見につきましては、基本的に異存なしとして文書表現等は私に一任させていただきたい。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○齋藤座長 それでは、そのように取り扱うこととし、文章表現等をそろえた上で評価委員会から農林水産大臣に提出するということといたします。

では、続きまして、議事4、農研機構の不要財産の国庫納付について、に移ります。

まず、事務局から本分科会で行う作業の位置づけにつきまして説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 それでは、先ほどに引き続きまして、独立行政法人通則法第46条の2によりまして、独立行政法人は不要財産であって、政府からの出資または支出に係るものについては遅滞なく主務大臣の認可を受けて、これを国庫納付するというようになっております。

主務大臣は、この認可をしようとするときには、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。独法評価委員会では、この意見決定の権限が当分科会に委任されておりますので、このたび農研機構より不要財産の国庫納付に関する認可申請が2件出されております。この内容につきまして、評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。

先ほどに引き続きまして、石島理事からご説明をお願いいたします。

○石島理事 資料の4をご覧ください。

3ページ目をおあげ願います。

1件目は、3Dドーム型景観シミュレーションシステムに関するものでございます。

不要財産の内容は、4ページ目に別添がございます。

4ページの表にございますとおり、3Dドームのシミュレーションシステムにつきまして、一式を不要財産としてここに掲げております。スクリーン、プロジェクター、映像出力装置、補正装置、音響装置、制作・編集装置、映像配信システム、アイトラッカーシステムというようなものになっております。

3ページにお戻り願います。

不要の理由でございますが、このシステムにつきましては、2期中期目標におきまして、豊かな環境の形成と多面的機能向上のための研究開発を行うために整備された施設でございます。これを使いまして、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成、管理技術の開発、この研究を行ってまいりました。しかしながら、平成22年4月の事業仕分けにおきまして、この研究課題を独法で行う必要はないとされたところでございます。またこれを受けまして、閣議決定におきましても、本研究課題を廃止いたしまして、このシステムを処分することとされております。

以上のようなことから、このシステムにつきましては、将来にわたり業務を実施する上で必要がなくなりましたので、不要財産として譲渡いたしたいと考えております。

4番に、不要財産の価格がございます。

(2)に、申請時、22年末になりますが、この時点の帳簿価格と譲渡収入の見込み額が小さ

くなっている理由につきましては、先ほどの4ページの表をご覧いただきたいのですが、一番上にごございますスクリーンにつきましては、設置する部屋にあわせて、このスクリーンの形状を変更しておりますために売却の可能性がないと考えております。

また、以下のシステムにつきましては、ソフトウェアがそれぞれ入っておりますが、ライセンス上、他への売却ができなくなっておりますので、アンインストールが必要になります。このため、機器のみの評価になりますので、非常に金額が低くなるということでございます。そのために、先ほどのような譲渡収入見込額になっております。また譲渡費用、撤去などの費用が別途必要になってまいります。

譲渡方法につきましては、8番にごございますが、一般競争契約によりまして、9番にごございますように、認可後速やかにこれを行って売却いたしたいと考えております。

続きまして、7ページをご覧下さい。

2番目でごございますが、1番の不要財産にごございますとおり、こちらは現金5,132万円余を不要財産といたしまして、国庫納付したいというものでございます。

2番に不要の理由がございます。私どもの業務の一つ、基礎的研究業務でございますが、生物系の特定産業の技術に関する基礎的な試験、研究を他に委託して行いまして、その成果を普及する業務でございます。この業務に関する過去の委託契約につきまして、まず①、委託先研究機関の不適正な経理処理の判明に伴いまして、委託金の返還請求を行ったものが1件ございます。

②、委託先研究機関の経理処理の誤謬などの判明に伴って委託費の返還請求を行ったものが5件ございます。

そして③ですが、委託先研究機関の目的外使用の判明に伴いまして、契約を解除し、返還請求を行ったものが1件ございます。

これらにつきましては、今後、業務の財源に当てることができませんので、また将来にわたり、業務を確実に実施する上で必要がない財産と認められたものでございます。

お手元に、今回、机上に配布し、非公開としました資料で横長の表がございます。これが、ただいま申し上げましたものの内訳でございます。①が不適正な経理処理によるものでございまして、帯広畜産大学の案件でございます。

それから、会計上の誤りによりまして返還がされておりますのが②のグループにあります5件でございます。

それから、最後に、目的外利用が判明いたしましたものが、③の関係でございまして、百福

インターナショナル株式会社でございます。

帳簿上の誤りについては、加算金、延滞金はございませんが、①と③につきましては、それぞれこれを徴収いたしまして、ここに掲げておるような金額になっておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、これにつきましては、今後、使用しないこととなりますので、不要財産といたしまして国庫納付をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○齋藤座長 では、ただいま説明がありました農研機構の不要財産の国庫納付につきまして、質疑に入りたいと思います。

ご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。

○綾部専門委員 1件目の3Dドーム型景観シミュレーションシステムですけれども、こちらは、事業仕分けで研究課題が廃止となったため、不要財産になったということですが、普通の国民の感覚から言って、少額で売却になるということが果たして受け入れられるかというところ、この辺はなかなか難しいのではないかと思うんですよね。先ほどの説明の中で、ソフトウェアが使えなくなり、本当に機器としての価格評価だけになってしまうということでしたが、差額が問題になるのではないかと思うのですが、これについては、いろいろ検討された結果で、致し方のないことなのでしょうか。

○齋藤座長 ご説明は、先ほどの価格はかなり交渉されて、いろいろな可能性を見つけれられて決まったというように聞いておりますが。

○石島理事 私どもも、この機器をできるだけ有効に使用していただきたいと思っております。いろいろ情報提供をいたしました。その結果、途中におきまして、大学、それから放送局から一部関心を示していただいたのですけれども、結局引き取ろうというところまではまいりませんで、なかなかそういった道を見つけれなかったということでございます。

先ほど申し上げましたように、ソフトウェアの権利の関係ですとか、特注のような形になっているところもございまして、残念ながら、ここに掲げたような金額になっております。

○齋藤座長 納得いかないかもしれないですけれども、かなりの努力はされているように聞いております。

ほかにどうでしょうか。

はい。

○小崎専門委員 私も同じような感覚を持っているんですけれども、無理に売却するしかないんですかね。これはIT機器のようなものがほとんどだと思うんですけれども、そういうのは

他の目的や研究に使えるような気はします。我々がこれをみますと、そういうもののソフトを入れ替えれば、また何でも汎用的に使えるというようなこともあろうかと思うんですけども、売却するしかないのでしょうか。

○石島理事 機構の研究課題につきましては、中期目標、中期計画の中で、5年の期間の中で行うものが既に決められておまして、なかなかそちらのほうへの転用は考えられなかったというところがございます。

また、これを使っていた研究課題につきましては、もう廃止という位置づけをされてしまいましたので、なかなかこれを使う方策が見つからないというのが現状でございます。

○小崎専門委員 具体的には、計算機のようなものではないんですか。ドームというのは、あれかもしれませんけれども。ハードというんですかね。特注なんでしょうけれども。ほかにいろいろな計算機みたいなものではないんですか。

○石島理事 いえ、計算機ということではございません。小型の3Dの映像機器とを考えていただければと思います。小型といいましても、研究室の大部分を使ってしまうような大きな規模のものではあるんですが。

○齋藤座長 ここで納得していただくのもやや酷かなという感じもするんでしょうが。

ちょっと私がお伺いするのもなんですけれども、本日追加されました回収用の資料でございますけれども、帯広畜産大学の件で見ると、15年から18年、かなり前ですね。それも、委託費ですけれども、加算延滞金ですか、これはどんな形の算定なんでしょうか。私も大学に身を置く身として、1,000万もの金額を加算延滞金等として出しますと、大学の経営が破綻するんじゃないかと、そんな心配をしたんですけれども。

これはどんな特徴なんですか。私、初めて今日ここでこういう資料を拝見したんですが。

○石島理事 内容につきましては、典型的な「預け」の形態をとったものでございまして、その意味で違法性が大きいということで加算金、延滞金を取っておりますが、委託費に対しまして年5%と聞いております。

過去にさかのぼりますので金額も少々嵩んでおるという状態でございます。

○齋藤座長 はい。

○小崎専門委員 これに関しましては、委託をして、委託先に研究をしていただくというものだったわけですけれども。それで、不正に使用されたということですが、その研究自身は進んだと考えていいんですか。あるいは研究自体の成果が全く出ていなかったとか、その辺のことがちょっと心配なんですけれども。

○石島理事 研究としては成果は出ておりました。

○小崎専門委員 じゃ減らされて成果が出たということではもうけたという。

○石島理事 結果としてはそういう。

○小崎専門委員 わかりました。了解いたしました。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。

それでは、本件に関してですけれども、大臣への意見につきましては、基本的に異議なしという文書表現をとらせていただくということで、これも私に一任させていただきたいということによろしいでしょうか。

(うなづく者あり)

○齋藤座長 では、そういうことにさせていただきます。

それでは、このような取り扱いををするとして、文章表現等を整えた上で、評価委員会から農林水産大臣に提出という形をとりたいと思います。

次に、議事の5の各特別行政法人の役員の業績勘案率について、でございます。

事務局から本分科会で行う作業の位置づけにつきまして説明をお願いいたします。

○山本課長補佐 それでは、資料5でございます。

独立行政法人の役員の退職金の支給に関する業績勘案率につきましては、平成15年12月19日に閣議決定されましたが、評価委員会が決定するということにされております。

業績勘案率は、お手元の資料の5の2ページの上の方にあります式のとおり、退職役員の在職期間に対応する年度業務実績の評価をもとに算出いたしました基本業績勘案率、これを基礎といたしまして、当該退職役員に特段の個人業績がある場合には、これを考慮するというようにしております。

今般、農研機構、生物研、農環研、JIRCAS、4独法各1名ずつ4名の業績勘案率の案が提出されております。

これにつきまして、独立行政法人の役員の業績勘案率につきまして、瀧澤調整室長よりご説明いただきます。

○瀧澤室長 それでは、説明いたします。

今、説明のあったように、4法人それぞれ1名ずつ提出がでございます。

そういう観点から私からまとめてそれぞれの役員の勘案率の考え方について説明したいと思います。

まず、農研機構の小前理事でございます。

5 ページをご覧ください。在任期間は、平成19年4月1日から23年3月31日となっております。職務といたしましては、農研機構の農業技術研究業務のうち、専門研究に関する事項を掌理するというごさいまして、業績勘案率の（案）といたしまして1.0ということとなっております。

この構成でございます。まず、先ほどお話しにありましたように、基本となる業績勘案率でございますが、1.0と書いております。これにつきましては、毎年の法人の評価の結果について算定するような形になっております。小前理事につきましては、在職期間4年間分、4枚がついてございます。最後の4枚目の10ページをご覧ください。10ページの一番下の計算式に基づきまして、基本業績勘案率を出しております。1.0となっておりますが、これが先ほど5ページでご覧になっていた基本業績勘案率1.0の算定の基礎となっております。

申し訳ございませんが、5ページに戻っていただきまして、次の法人業績を勘案し、加算する率でございます。これは、ご本人の担当の業務に関して、業績が大きく改善しているかどうかということで設定する率でございます。年度計画に基づきまして、業務を実施したということですので、加算は0.0となっております。

次に、個人業績を勘案して加算する率でございます。これも、0.0となっております。理由が記載されております。小前理事は、農村工学研究所が担ってきた農村振興に貢献する技術のキーステーションとしての機能を充実・強化するということを旨に業務に当たり実績も上げておられます。具体的に申しますと、研究面では、「地下水位自動制御システム」、いわゆるFOEASの現場普及を主導されたというところがございます。24年1月には導入面積が4,100ヘクタールに拡大しているという状況になっております。それから、次のページになりますが、農業用施設の維持・管理に関し、ストックマネジメント事業による施設の長寿命化の効果を定量的に明らかにしたということ、また、災害予防及び減災技術の開発といたしまして、「耐久性ため池工法」の開発、地域住民にリアルタイムにため池の危険度等の防災情報を伝達する「ため池防災情報配信システム」の普及、このようなことを主導されたというところがございます。また、中ほどにございますが、災害対策基本法に基づく指定公共機関といたしまして、東日本大震災、それから在任期間中でございますが能登半島地震、新潟県中越地震、それから霧島連山の噴火関係等で迅速に職員を現場に派遣し、被災した防波堤、ダム等の対策に対応したということ、これはかなり高く評価されているという状況でございます。

これらの業績は、今回の評価対象期間においては年度計画に基づいて、法人として業務を適切に行うことができ、計画どおり業務は進んだということで、加算する率は先ほど申し上げま

したように0.0ということで設定したいというものでございます。

続きまして、11ページになりますが、生物研の佐々木理事の業績勘案率の案でございます。

在任期間は、平成17年4月1日から23年3月31日でございます。

職務といたしましては、生物研の業務運営のうち、特に基盤研究、それから植物生命科学研究部門、それから評価・国際、こういったところをご担当されております。

業績勘案率の（案）といたしましては、1.0となっております。

その構成でございます。基本となる業績勘案率は、先ほど申し上げましたように、13ページ以降に理事の在職期間6年間分の法人の評価結果がついています。その結果に基づきまして計算したものが1.0という状況になっております。

それから、担当する業務につきましては、この期間に年度計画に基づいたということで、加算は0.0という形で整理されております。

個人業績に勘案するものでございますが、これも0.0でございます。

具体的には、11ページの中ほど以降に書かせていただいておりますが、いわゆる基盤研究、植物生命科学研究部門の研究推進、それから国内外の研究機関との連携、協力、こういう点においてリーダーとして指導力を発揮されたというところでございます。

特に、イネゲノムの完全解読と並行して組織されました国際共同プロジェクトでありますイネアノテーション計画、これを主導され、イネの遺伝子数3万2,000のうち、2万9,500の遺伝子の位置を決定することに貢献されているということでございます。

また、農林水産省から受託いたしました新農業展開ゲノムプロジェクト、これも主導され、農業上重要な遺伝子を単離・同定、さらには、それを活用した新しい品種の育成につなげているというところでございます。これらの功績が内外から高く評価されているということでございます。

それから、次のページの中段のところでございますが、評価を担当されているということもございまして、その評価に関する業績を書かせていただいております。

評価につきましては、19年度から毎年の評価結果を次年度の予算配分に反映する仕組みを整備されたということ、また、研究職員の業績評価について、個々の人が具体的に目標を設定し、その達成状況や達成に至る努力、これを評価する方式へ変更し、この方法による評価を22年度からの処遇に反映させるといった研究者のモチベーションを高める体制づくりに貢献されたということでございます。

これらの業績は、年度計画に基づいて業務は適切に行われたということで、個人の業績に関

する率にいたしましても加算率は0.0としたということでございます。

続きまして、19ページになります。

農環研の佐藤理事長の業績勘案率の（案）でございます。

在任期間は平成17年4月1日から、平成23年3月31日と6年間となっております。

職務といたしましては、農環研を代表し、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与する業務を掌理するという形になっております。

業績勘案率の（案）といたしましては1.0でございます。

構成でございますが、基本となる業績勘案率にいたしましては、在籍期間6年分の評価結果の計算に基づき1.0となっております。

担当する業務につきましても、年度計画に基づき業務を行っていることで加算はなく、0.0ということになっております。

個人の業績に関する加算または減算でございますが、こちらも0.0となっております。

理事長としての6年間の業績につきましては、19ページの下の方から書かせていただいておりますが、佐藤理事長は、第1期から第2期の移行に当たりまして、第1期の成果を取りまとめ、第2期中期計画の策定を進められたところでございます。特に専門分野を単位とする研究組織を基本としながら、研究推進には複数の専門分野が参加する、マトリックス型の新たな研究推進体制を提案・主導し、研究の進展と活性化につなげたということでございます。

次のページ、20ページになりますが、環境研究においては、国際協力が重要という背景を踏まえまして、日本と同様な気象、自然条件を有するモンスーンアジア地域を対象としたモンスーンアジア農業環境研究コンソーシアムを提唱され、農業分野の温室ガスに関する15ヶ国からなる研究ネットワークにおきまして、水田分野の中心的な役割を日本、農環研が担うということにつなげるなど、研究所の成果のアジアへの展開、国際協力の推進に大きく貢献されたということでございます。

さらに、中ほどには、東日本大震災の際、福島原発事故直後から、長年にわたる研究蓄積を活かし、農作物や農地の放射能汚染に関する緊急調査や分析に機動的に対応するよう指導し、農作物の出荷や制限の施策につなげておられているというようなことも記載させていただいております。

これらの業績につきましては、年度計画に基づき業務が適切に行われたということで、個人の業績に対する勘案率につきましては、0.0としたいというものでございます。

最後でございます。27ページになりますが、J I R C A Sの飯山理事長の業績勘案率の(案)でございます。

在籍期間は平成19年4月1日から23年3月31日でございます。

職務といたしましては、センターを代表し、熱帯、亜熱帯に属する地域、その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行い、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上等の業務の掌理に関するものでございます。

業績勘案率でございますが、1.0という案が出てきているところでございます。

基本となる業績勘案率は、先ほどから申し上げておりますように、在職期間の分の法人の評価結果に基づき計算しております、1.0ということになっております。

また、担当する業務につきましても、年度計画に基づいた業務になっていることから、加算はなく、0.0ということでございます。

個人の業績を勘案するものでございますが、これも、27ページの中ほどに具体的に書いておりますが、研究管理面におきましては、全ての研究を期間毎の目標設定をしたプロジェクト方式で管理され、中期目標の中間年には廃止や強化を行う厳密な評価をもとに理事長としての適切なマネジメントを実施されたということです。

また、理事長インセンティブ経費というものを有効に活用し、国際情勢並びに政策への対応のための研究推進に柔軟性を与え、効率的な予算執行に努められたというところでございます。

また、我が国のアフリカ支援の強化施策を迅速に反映させるということで、アフリカ稲作振興のための研究をガーナを中心として強化、平成20年5月には、横浜で開催されましたアフリカ開発会議の参加機関及び国際機関に呼びかけ、研究機関のアフリカ支援方策を検討する会合を主導され、研究の重点化項目等の方向性を示し議論を牽引する役割を果たされたということでございます。

また、次のページにございますが、海外で業務をやっているということもございますので、海外での事故等に対する迅速な対応等をしっかりされているということ、また、在職期間中でございますが、緑資源機構の業務を継承したということもございまして、新しい組織を飲み込むという状況の中で組織管理も適切に対応されたということでございます。

これらの業績につきましては、年度計画に基づいて業務が適切に行われたということで、個人の業績に勘案する率を0.0としたいというものでございます。

以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

ただ今、説明がありました各独立行政法人の役員の業績勘案率につきまして質疑に入りたいと思いますが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

ありませんか。

それでは、私からですけれども、加算するときには組織と個人両方ありますけれども、やはり個人のところに加算するとお手盛りの感覚で理解されるようなことが多いのでしょうか。正直申し上げますと、かなり個人としていろいろな活動を非常によくやっていたら説明があるんですけども、これで0.0ということについては、これだけいっぱい書かれているので、どういうふうな意味があるのか、それは組織の中で結局理解される範囲だということなんですか。

○瀧澤室長 どちらかといいますと、外に向かってどういうことをされたかというところで、当然年度計画に基づいてやられているやり方の中で、それぞれの指導力というところを具体的に書かせていただいているということでございます。

これまでも見ますと、強力なご指導のもとで法人の業績を、特に自己収入を上げたとか、そういうところがないとなかなか評価されないというような傾向がございます。また、特に事故への対応とか、それから不祥事というところに対しての適切な対応というようなところも、厳しく問われることになるというふうに思っております。

○齋藤座長 ほかにどうでしょうか。

ほかにございますか。

はいどうぞ。

○小崎専門委員 当該率とした理由のところですが、そこも、先ほどおっしゃっていましたが、けれども、いろいろな問題が起こったときに、それを適切に処理をしたと書いてありますが、これは書く必要があるんですか。適切に処理をしなければいけないということも当然のことですよ。というので、このところは業績ということになるのか、その辺は書かなくてもいいんじゃないかというように私は思うんですけども、いかがなんでしょうか。書いた方がいいんですか。

○齋藤座長 では、説明できたら説明いただければと思います。

○瀧澤室長 過去の例を見ますと、いわゆる世の中に少なからず影響を与えるといいますか、世の中に知らしめられたことに関しましては、政独委のほうからも、しっかりとそこは見ているのかということも問われてきた経緯がございます。そういう面も含めまして、書くべきところは書いておいた方がいいという整理をしているところでございます。

○小崎専門委員 感覚からいくと、書くとマイナスになるのかなという気もするんですけども。どういう形であれ、責任というのは必ず問われるわけですよね。幾らそれをちゃんと対応したとしても、それは責任があるでしょうと、こう言われるわけですよね。書いちゃったらマイナスしないといけないような気がします。

○瀧澤室長 基本的には、おっしゃるとおりマイナスの要素に見られる中で、どのような形で対応したのかというところをちゃんと説明をすべきだという認識でおります。

おっしゃるとおり、マイナスのイメージで受け止められるのはわかっております。ただ、一方で、先ほど齋藤座長からお話しがありましたように、やったことをお手盛りのように書くというのもどうかというのがありますので、やっぱりプラスの面、マイナスの面、両方ともちゃんと書いておくべきであると思っております。

○齋藤座長 よろしいでしょうか。

○小崎専門委員 はい。

○齋藤座長 では、この件でございますけれども、今あったような形で、内容そのものはご理解いただいたということで、異議はないということで進めさせていただき、分科会の決定につきましては、これで進めさせていただくということでございます。

それで、山本班長からご説明いただきます。

○山本課長補佐 それでは、この業績勘案率につきまして、議決権限が分科会に委任されておりますので、本分科会において決定いただくということでございます。決定いただきました業績勘案率につきましては、先ほど申し上げました、平成15年の閣議決定の規定によりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会から総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会あてに通知するという予定になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○齋藤座長 では、次に行きたいと思ひます。

農業技術分科会についての評価方法、議事6でございます。

これを事務局からご説明いただきます。

○宮武研究専門官 それでは、農業技術分科会についての改定率につきましてご説明いたしたいと思ひます。資料6をご用意ください。

1ページめくっていただきますと、最初にA4の裏表で、今回の改定の概要を示したものを付けてございます。以下、この概要の内容に沿って資料を説明してまいりたいと思ひます。

農林水産省の独立行政法人委員会は、4つの分科会ごとに評価基準等を定めて独法の業績評価を行っておりますけれども、農業技術分科会が評価を所掌しております農研機構、生物研、

農環研、それから J I R C A S に関しましては、平成23年度の中期目標、中期計画が新たに示されたことから、このたび中期目標の達成状況及び中期計画の進捗状況を評価する評価基準等を改正することといたしております。

まず、2ページめくっていただきまして、下にページ数が1ページとなっておりますけれども、『評価基準の考え方について』というところをご覧くださいと思います。

このページの下半分にございますように、今回の改定におきましては、中期計画の達成状況を年度ごとに確認する年度評価と、それから中期目標期間の終了時に中期目標の達成を評価する中期目標期間評価という2つの評価を実施することをあらかじめ明記いたしまして、それで研究の進捗状況だけではなくて、中期目標の達成を通じた社会貢献ということを当初から意識したようなマネジメントをやっていただくよう促す仕組みとしてございます。

また、年度評価で指摘された事項につきましては、これまでも各法人の翌年度業務実績報告書に対応状況を記述していただいておりますけれども、その際の対応の目安というものを3ページほどめくっていただきまして、6ページの下半分を示してございます。

これは、平成21年度の部会のほうで検討していただいたものを、今回、明記するというところで、それによって評価に基づくP D C Aサイクルの一層の徹底を図るというこういう狙いでございます。

次に、1ページめくっていただきまして、9ページの農研機構の年度評価基準（案）をご覧くださいと思います。

ページの中ほどに、2として、評価指標について記述してございます。年度評価における試験研究部分の進捗状況につきましては、これまで当分科会において、評価が難しいというご意見をいただいております。これに関しまして、平成23年度からの中期計画では、具体的な年次目標を記載した工程表を作成することになりましたので、これを参考に中期計画の進捗度についてご検討いただくこととしております。

それから、研究進捗状況以外にも、社会・経済に対する貢献、特筆すべき成果、それから行政ニーズへの機動的対応などについて勘案した評価を行うべきというご意見も多かったために、これらの視点も試験研究部分の評価に反映させるべき評価指標に明記したところでございます。

次に、2ページめくっていただきまして12ページの表をごらんいただきたいと思います。

これは、農研機構の試験研究部分の評価の最小単位となります22の評価区分を示したものでございます。※をつけた部分が評価単位となる大課題名でございます。

これまで、農研機構の評価では、投入されるエフォートが10名以下の小さな課題から200名

近い大きな課題まで評価単位の規模に大きなばらつきがございましたけれども、今回はそうしたばらつきが少なくなるよう配慮しております。

次に、隣の13ページの表2をご覧くださいと思いますが、これは、運営部分の評価指標を中期目標、中期計画と並立させてお示ししたものでございます。業務運営部分の評価に関しましては、これまで総務省の政独委から示された独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点というものを踏まえた評価を行っていただくため、毎回、評価の視点を別添えとしてお配りしてきましたけれども、両方をながめながら、評価をいただくというものが非常にお手間をおかけいたしましたので、評価作業を円滑に行っていただけるよう、保有資産の管理運営、それから人件費、契約、内部統制、関連法人などの評価のポイントをこの評価指標の中に組み込むことといたしております。

また、中期目標、中期計画の書きぶりの違いから、これまで業務運営部分の評価指標については農研機構、それから生物研、農環研、JIRCASのそれぞれで違いが大きかったわけですが、評価の公平性と効率性の観点から、今回新たな中期目標、中期計画がスタートしたのにあわせて評価指標の共通化を進めています。

具体的に少し業務運営部分の評価指標の改定についてご説明いたしますと、まず、13ページの指標の1-1ですが、これは経費の削減でございます。これに関しましては、中期目標、中期計画で経費の削減についての定めを冒頭に持ってきたことに対応いたしまして、記述場所がここに移動してきました。さらに、次のページの右上、指標のアイウエオのエ以下に、契約について、これまで政独委の評価の視点で示された項目を追加しているところです。

それから、1ページめくっていただきまして、これが研究資源の効率的利用に関する指標、1-3についてでございますけれども、16ページの右上のところに、指標オとして、他の農業関係試験研究独法との連携強化を書いております。

また、隣のページの指標の1-4につきましても、農業研究4独法の連携を深めて業務の効率化を図っていくという指標を追加してございます。

これは、技術会議の見直しに伴いまして、4独法の連携強化を進めていくということが決まりましたので、それに対応してこの部分を新たな指標として追加してございます。

それから、19ページでございますが、ここは農者大の部分でございます。ここにつきましては、平成23年度から、新たに学生の募集を中止しておりますので、それに関する指標を削除させていただいております。

それから、22ページ以下には、民間研究支援に関する指標2-4を書いておりますけれども

も、これにつきましても、新たな研究課題の募集を中止いたしましたことから、課題の募集に関する指標を省いています。

逆に、27ページになりますけれども、27ページの一番下のところから、行政部局との連携という指標2-6がございますけれども、ここに関しましては、行政との連携を通じた成果の普及や社会貢献を促すために、試験研究の設計等の研究計画の検討をする会議に行政部局の参加を求めていくということなど、新たな指標を充実させていきたいと考えています。

それから、31ページでございますけれども、31ページ以下は、予算関連の指標が並んでございます。この部分も政独委の評価の視点にかかわる指標を追加しておりますが、本日、ご欠席の荒牧委員から、指標3-1のウ、指標オ、それから35ページの指標のオに関しまして、保有資産の見直しに伴う減損処理などの会計処理と、それから不要財産の処分そのものについては峻別して評価すべきというご意見をいただいておりますことから、書きぶりの修正を行っております。

最後に、内部統制であるとか、法令遵守に関しましては、中期目標、中期計画で後段にまとめたことにあわせて、指標の8-3といたしまして、35ページ以下にまとめてございます。特に安全管理に関しましては、昨年度までの第二期中期目標期間に当分科会からも多くのご指摘をいただきまして、規制薬品の一元管理の導入等の改善を行ったところでございますけれども、そういった改善策が徹底されているかどうか、引き続きモニタリングをしていくという見地から37ページに指標エを設けまして、モニタリング改善策が徹底されていくかを見ていくということにしております。

単年度については以上でございますが、次に飛びまして89ページでございますが、ここには、今度は農研機構の中期目標、期間に係る業務の実績に関する評価基準を載せてございます。

ここにつきましては、昨年度の3月、第3回の分科会でご議論をいただきました、第2期中期目標期間評価の評価基準と同様に、法人が行う主要成果の利用状況の解析結果といったものを活用しながら、研究成果の普及状況であるとか、それから社会経済に対する貢献度といった部分を重視して評価を行うというスタンスの評価基準となっております。

指標等の並びについては単年度等に準じた形になってございます。

このほかの3法人につきましても、農研機構に準じた評価基準、評価指標の見直しを今回ご提案してございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくご検討お願いいたします。

○齋藤座長 ありがとうございます。

大変盛りだくさんでございます。これまでの議論をしてきた経緯が大分中に反映されておりますので、評価基準（案）につきまして、質疑に入りたいというふうに思います。

ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

おわかりいただけましたでしょうか、かなり盛りだくさんでございます。

○田中専門委員 剰余金のことなのですが、これは単年度は35ページに書いてあるわけですね。中期計画の場合は、これはどうなるんですか。前にもちょっと議論があったと思うんですが。中期計画が終わった後は返還するという話でしたよね。それは、今後も変わっていかないんですか。

別の資料で、独立行政法人改革における新たな制度設計に係る議論の整理というのを、これを送っていただいたものを見たんですが、これは、平成23年11月と書いてありますが、この3ページでは、文化振興法人なんかでは、基金の整理を検討するということが書かれているんですね。研究開発法人にはそういうことが別にないわけで、中期目標でお金が残って、こういうものを基金化していくのはどうだろうかということを中心にちょっと発言した覚えがあるんですが、3.11のような大災害が起こってから、今回の原発もそうだし、それから口蹄疫だとか、鳥インフルエンザとかということ、突発的なことが起こりますよね、よく。そういうものに対して動いていくというふうに、やっぱり文化振興法人と同じような基金とか一定程度のものがあれば、迅速に対応できるんじゃないかというような意味合いもあって、独立行政法人化したわけですから、そういうことを考えたかどうかと思っはいるんですが、そこら辺はいかがでしょうかと思っはいます。

○齋藤座長 ここでの議論は、内容の変更を伴うかどうかでございますから、ご意見ということでよろしいですか。

○田中専門委員 意見を聞いておきたいだけです。

○齋藤座長 それでは一応聞いておきたいということですので、事務局サイドで何か特別に対応した意見ございますか。

○宮武研究専門官 35ページのところですが、ここで今想定してございますのは、第2期から第3期に移る際に資金の持ち越しがございました。その部分について、23年度適切に処分されて、適切に使用されたかどうかと、活用されたかどうかというのを、今回の評価で見ていただくための指標をご用意してございます。

それから、田中先生から今ご指摘がございましたように、新しい制度の中では、剰余金についてのあり方の見直しが検討されておるようでございます。これにつきましては、まだ通則法

なり、個別法なりがまだ決定されてございませんので、それができた後、評価基準なり、評価指標も見直しになると思います。その際のご検討の際に、田中先生のご意見などを参考にして検討を進めていくべきだと思いますけれども、今回のこれは23年度のものでございます。

○田中専門委員 これについて、どうこう言っているわけではない。特に、今回のように第三者（に剰余金を基金化することが検討できないか、ということについて意見を伺いたい。）

○瀧澤室長 確かに今の独法制度上非常に難しく、そういうこともありまして、今回の独法の見直しの方針の中で、方向性が示されていると思います。後ほど説明する資料7-3という資料をご覧になっていただきたいんですが、8ページに剰余金のことが書かれています。現行は法人の経営努力というものが反映しにくいような仕組みになっております。8ページの②をご覧になっていただきたいんですが、現行は自己収入の増加した部分はそっくりとられてしまうというような運営交付金の仕組みになっておりますけれども、これを、目標を設定して、その目標に対してさらに多く自己収入を上げた場合は、一定の割合については交付金に算入しないとか、剰余金の処理に際しても、法人の業務と交付金の対応関係を明らかにした上で、目標を上回った自己収入の増加や交付金の節減努力による利益について、中期目標期間を超える繰り越しを認めるという仕組みを今回入れ込もうという状況になっております。そういう面では、今後の新しい独立行政法人制度の中では、経営努力ということに対して目標を設定しながら、資金管理をしながらでございますが、その分を努力の結果という形で利用できるような環境になるという方向性が示されたという状況になっております。

○齋藤座長 私からも質問がありますが、今後、いろいろな意味で知的財産管理が進むだろうと、これは許諾の問題も含めて、いろいろなイノベーションが進みますので、これの収入というのはやっぱり考えなきゃいけないだろうと思いますが、この辺はどうお考えですか。これは、国の新しい役割としてはあるかと、かなり評価をしなければいけない分野だと思うんですけども。

○瀧澤室長 知的財産の件につきましては、今の座長のご質問に対するお答えになるかどうかわかりませんが、知財を生み出すために要した経費とのバランスというのも考慮しなければならぬと思います。知財そのものを増やして収入を上げていくという行為も当然必要ですけれども、そのバランスの中で、収入というものをどう見ていくのかということを考えることも必要ではないか思っているところでございます。

○齋藤座長 私から余り質問するものなんですが、今後、議論のときは少し検討いただければと思います。今回は、これでよろしいでしょうか、皆さんこれにつきましては。

○大下専門委員 ちょっと抽象的な表現ですけれども、中期目標、中期計画で、放射能汚染対策というのが具体的に盛り込まれています。その評価指標の件ですけれども、その事業の成果の評価という部分では、例えば論文とか、そういう形ではなかなか出ない。ですが、非常に重要ですので最優先でやっていただかないといけないと思います。そこで、この評価におきましては、論文数などにとらわれずに他の尺度も考慮して、慎重に行っていただきたいと思います。

それと、例年、論文数とか数値目標が挙げられるんですけど、そこのバランスは、理事長も説明されていましたが、放射能汚染対策事業そのものが大変だということを知っていますので、必ずしも数値目標だけを先行させるということじゃなくて、しっかり評価をしていただきたいと考えます。

コメントですけれども、以上申し上げます。

○齋藤座長 これはずっと議論が続いている領域でございますけれども、確認ということで、今後とも、皆さんが共有する課題だという形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、文言の訂正はなく、このままということとしますが、ほかにご意見ないでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本件につきましては、案のとおり決定いたします。

○宮武研究専門官 どうもありがとうございました。

なお、農業技術分科会では、評価を効率的に行うために、機構部会、生物研・農環研・国際研部会、それから土木研部会という3つの作業部会を設けて評価を分担していただいておりますけれども、部会ごとのご担当、それから農研機構の評価単位ごとのご分担につきましては、今回、委員の先生の交代などございましたので、今後、先生方からご意見を伺いながら、持ち回りで調整を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○齋藤座長 では、次にまいりたいと思います。

議事7、そのほかでございますが、これは、これからの組織的な大きな問題を抱えております。現段階での重要な情報を今日はお話しただけのところまでお話しただくということで進めさせていただきます。

では、よろしく願いいたします。

○山本課長補佐 では、まず最初に、この情報提供といたしまして、JIRCASのバンコクに所在いたします東南アジア事務所における事案、それから農研機構の農業者大学校が閉校された後の農水省での対応の見通し、それから独立行政法人の改革につきましての現時点での検討状況でございます。この3点について、情報提供という形で紹介したいと存じます。

まず1点目の、J I R C A Sの東南アジア事務所で発覚いたしました現金横領事案でございますが、この件につきましては、前回の分科会におきまして、「規定の整備等の対応がなされているが、さらなる徹底が期待される」という評価をいただきました。

政独委の二次評価におきましては、「次年度の評価に当たって、引き続き法人における適切な業務運営を確保するため、内部統制の充実、強化に資する評価を行うとともに、国民への説明責任を果たす観点からの法人の対応の妥当性について適切な評価を行うことを期待する」という指摘を受けております。

昨年9月に、この件に関しましては和解され、一定の解決が見られたということでもございますので、本件の顛末につきまして、J I R C A Sの安中理事のほうから報告をお願いしたいと思っております。

○安中理事 それでは、資料7-1に基づきましてご報告をさせていただきます。

J I R C A Sは、ご存知のように、途上国の農林水産技術の向上に寄与する研究というのをその業務としておりますが、その活動の過程の中で、平成21年2月、タイ国におきまして、現地雇用しておりました契約職員が、手段としては領収証を偽造することなどによりまして、現金を横領していたということが発覚いたしました。総額は、現地通貨で68万8,000バーツです。日本円にいたしますと約190万円でございます。

この被害につきまして、事実確認を進めてまいりまして、そのような被害額が判明してまいりましたので、被害届を現地警察に提出しております。

結果として、警察の方で横領の罪として7事案を検察に回しまして、刑事訴訟として1事案ずつ審議が行われておるところでございます。

私どもといたしましても、公判が円滑に進められるように現地裁判に協力をしていっております。

刑事裁判以外にも、私どもの被害、全事案にいたしますと19事案になりますけれども、損害の回収を図るべく民事訴訟として22年2月に裁判所に提出をしております。民事の案件につきましては、第5回の公判で、裁判官から正式文書で調停による紛争解決を行うことがふさわしいという和解調停勧告が出されました。それを受けまして、現地の司法慣習に従いまして、訴訟センターなどでの審理に臨んできたところでございます。

結果といたしまして、昨年9月14日に和解調停で被告側と和解が成立をいたしました。

本事案の発覚が21年2月でしたので、およそ3年が経過する事態になっておりますけれども、その間、事実確認を行い、裁判手続、現在も刑事事案はまだ継続中でございますが、被疑者が

否認している状態で、海外機関の J I R C A S が相手国の農業局内で発生した案件でもあり、そのようなことの公表は非常に微妙で、裁判に影響を及ぼす恐れがあるという判断をいたしましたので、詳細な記載を今まで行うことができませんでした。ここで、民事の部分が解決をいたしましたことを受けて、今年度の業務実績報告書には、詳細を記載して報告することにより、公表したいと思っております。

今回の事案の発覚を遅らせた要因といたしましては、私どもの会計規程も国内の一般的な会計規程に準拠して海外での事務処理を行ってございましたけれども、やはり、海外での支払いということに関しては不十分な点もございましたので、私どもの出納員という現地での業務を明確にいたしまして、海外会計規程を設けて事務適正化に努めております。そのことを海外出納員全員に対して周知をして、今年度当初から適用しておりますが、その実態につきそれぞれアンケートをして、さらに、適正化を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○齋藤座長 ただいまの説明につきまして、ご質問ございますでしょうか。

詳細な説明をいただきましたが。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○齋藤座長 では、次でございます。

○山本課長補佐 それでは、続きまして、農業者大学校は、先ほど来ご説明がありましたように、閉校ということになります。本日は、その後の対応ということで、経営局の就農・女性課の小谷専門官のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○小谷就農・女性課経営専門官 それでは、就農・女性課の小谷でございます。

私のほうから、農業者大学校の廃止後の国の農業経営者育成教育に関する取組みについて、かいつまんでご説明させていただきます。

資料 7-2 をお手元をお願いいたします。

まず開いていただきまして、1 枚目ですが、既にご存知かもしれませんが、昨年10月に我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画を取りまとめまして、この中の戦略の第 1 番目に新規就農を増加させることということで記されております。

次に、2 枚目は、新規就農対策全体について整理をしたものでございます。持続可能な力強い農業を実現するためには、年間 2 万人の青年新規就農者を確保する必要があると私たちは試算しております。ところが、近年は、40歳未満の若い新規就農者というのは年間 1 万人程度に

とどまっております、これを大幅に増大させなければならないと考えております。このために、平成24年度からこれまで実施してきました新規就農支援策を大きく見直すこととしたわけでございます。

まず1点目でございますが、所得の確保の欄の右を見ていただきますと、青年就農給付金という欄がございます。これは所得の不安定な就農前後の期間における所得を確保するための施策で、その中で就農前の研修段階に年間150万円給付されますが、これは①の準備型というものでございます。県農大等で勉強している間に年間150万円を最長2年間、給付するという給付金でございます。

それから、右の方をご覧くださいますと、経営開始型②というところですが、これは就農して独立自営就農をした場合、年間150万円を最長5年間給付しますという対策でございます。

こういうもので所得の確保をした中で、次に、技術の習得というところをご覧くださいたいんですが、その右の法人正職員としての就農という欄に、法人側に対して農の雇用事業③というものがございます。これは、法人が新規就農者を雇用して、いろいろ勉強させながら雇うといった場合に法人に年間最大120万円を最長2年間助成しますという事業でございます。

このように、それぞれ勉強段階、経営開始段階から雇用就農した場合に支援をする。さらに、技術の習得のところに、農業経営者育成教育のレベルアップの助成ということで、ここで教育についても、さらに支援をしていこうというところで、これらの施策を一体的に実施することによって新規就農者を増やしていきましようということを24年から実施することとしております。

次に、教育についての仕組みを3枚目でご説明いたします。

こちらの図ですが、まず右の方に、新規の農業経営者育成の中核教育機関、県農大等となっております。

それから、左のブルーの方は、高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関ということで、民間の教育機関を公募により選定することということにしております。

基本的に、左の高度な農業教育を行う機関というのは、単に自分のところで教育をするだけではなくて、地域の県農大などの中核的な教育機関をバックアップするような、そういう機能を持ってもらおうと思っております。ですから、地域の県農大と、それから左の高度な教育機関というのは、主に首都圏に1つ、もしくは2つぐらい、全国規模で教育を展開しているような機関を想定していますが、ここが連携をし合って、お互いに教育の高度化をしていくような、こういう仕組みができたときに、国がそれぞれに対し支援をしていきましようというような仕

組みをつくっておりますので、これからどんどん新規就農者を増やしていかなければいけないというときに、当方としては、民間の力を活用しつつ、さらに、県農大等の既存の教育機関、これのレベルアップ、底上げをしていきながら、新規就農者を増やしていきたいというふうに考えて、24年度から取り組むこととしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

では、ただいまの説明につきましてご質問ございますでしょうか。

○児玉委員 2ページ目の、民間教育機関を公募により選定とあり、民間の力を、とおっしゃったんですけども、民間もいろいろありますが、どういう想定をされていらっしゃるのか。

○齋藤座長 ちょっと答えられないところがあるかも知れませんが、ある程度決まってきているのであれば、農協とか、いろいろなその辺のことだけでもお話しいただければ。

○小谷経営専門官 今、この事業に関しては、公募期間中ではございまして、今まさに公募をしている最中ではございます。何社かからは問い合わせは来ております。既に、人材育成に取り組んでいるような民間の企業などからの問い合わせが来ているのと同時に、もう一つ、ちょっと情報としてご紹介したいのは、農業界、それから産業界が連携しつつ、さらに、農業者大学の同窓会の方々も協力した中で、新たなそういう民間の教育機関を立ち上げるというお話しも聞いております。ただ、まだそちらに関しては、この事業に手を挙げてきているかどうかというのは今の時点ではちょっとはっきりはしていません。

○齋藤座長 まだ公募の途中なので、余り明言した話ができないような感じがいたしますけれども。よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次お願いいたします。

○山本課長補佐 それでは、最後の情報提供になりますけれども、現在の独法改革の検討状況につきまして、小平技術政策課長から説明をいただきます。

○小平技術政策課長 それでは、資料7-3をお願いいたします。

先ほども一部独立行政法人の改革について話題の中に出てきましたが、独立行政法人の改革について、昨年9月以降、行政刷新会議の中に分科会が設けられまして、検討が進んでまいりましたが、表紙を1枚めくっていただきますと、右肩に24年1月20日閣議決定とありますけれども、1月20日に基本方針が閣議決定をされております。その中の内容で、評価に係る

ところをかいつまんでご説明をさせていただきます。

この資料をあけていただいて、1ページ目、ここは基本的な考え方を整理している部分でございますが、2段落目に、独立行政法人の制度が経過して10年が過ぎていますが、その中で、そこに①から④まで、組織規律の問題、財政規律の問題、目標・評価の問題、また説明責任と透明性の問題等が明らかになっています。また、「また」というところに書いてございますが、法人すべてを一律の制度にはめ込んで、機能を十分に発揮していくという仕組みがなかなか難しいというような状況にあって、独立行政法人についてゼロベースで見直しを進めるというような全体の基本的な考え方がございます。

3ページをお願いいたします。

どのような見直しの内容になったかというところでございますが、「1 法人の事務・事業の特性に着目した類型化とガバナンスの構築」とあります。この下の文章2行目あたりにありますが、各法人が行う事務・事業の特性に着目して、以下のように分類を行った上で、それぞれについて最適なガバナンスを構築していこうという考え方をとっているということにして、その下に①、②とありますが、まず大きく2つの法人の類型を設定してございます。それが主務大臣が設定した成果目標を達成することが求められるということで、成果目標達成法人というのが1つでございます。それから、②としましては、国の判断で責任のもとで、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務の執行を行うといった、行政執行法人という形、この2つを大きく分類をしております。その中で、特に最初の成果目標達成法人というのは、その下の(1)の中にありまして、その中でも幾つかの類型化をしたガバナンスの構築をすることが適切であろうということで、その中の①として、研究開発型の法人ということが記載されております。

この構築すべきガバナンスで、3ページの一番下にありますがけれども、特に研究領域とか業務内容に応じて役員の分担や責任を明確にして業務管理をしていくということ、それから4ページの上にありますけれども、こういった研究開発面のところ、国際水準に即した目標、あるいは評価に資するために、今度は、主務大臣が評価をするということになりますけれども、その主務大臣のもとに学識経験者などから構成される研究評価委員会というものを設置して、成果重視の実践的な評価を行っていくというようなことが記載しております。

また、後で評価のところの説明しますが、制度を所管する府省にあって、主務大臣が法人の評価をしますが、その評価が適切に行われているかということを確認する第三者機関が見るということで、第三者機関が設置されます。この第三者機関は、主務大臣の判断の中立性とか客観的な

姿勢を確保する観点から、他の類型もいろいろありますけれども、そういったものに該当する法人も含めて、横断的に点検するような形になると、こんなところが記載されております。

それで、8ページをご覧くださいますけれども、特に目標の設定・評価の仕組みというところに、評価に関わる部分がございますので、このあたりを説明したいと思います。

まず、政策の責任主体である国、主務大臣が目標を設定し、主務大臣による実効的で一貫性のある目標・評価の仕組みを構築するということになっておりまして、法人の毎年度とか中期目標期間の業務実績の評価主体が、これまで政独委の評価委員会によって行っているものを主務大臣に変更するというので、主務大臣が評価をします。その際に、制度所管府省等が、統一的なガイドラインを整理する等の考え方が示されております。

それから、9ページをお願いいたします。

中期目標の期間が終了するまでに、業務実績とか、それに基づく措置が可能となるようなスケジュール感を持った評価をするということで、中期目標の終了以前に終了時の評価をする仕組みを構築するというようなことになっています。

また、法人の存続といったものも判断する仕組みを制度化することになっています。

それから、主務大臣が判断するといったものに関わることについて、第三者の機関がチェックする仕組みを整理するというので、主務大臣が行う法人の中期目標の設定、あるいは中期目標期間の業務実績の評価等について、第三者機関が点検して主務大臣に対して意見を述べることができるということになります、と記載されております。

それから、11ページの一番下をご覧ください。

これらの改革のスケジュール感なんですけれども、一番下に26年4月には新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じるということになっております。

11ページ以降は、独立行政法人の組織の見直しについて記載されておりますが、このような柱からすると、評価の仕組みについて5つほど今の制度と変わるところがあるかなと思っています。

1つ目は、評価の主体が主務大臣に変わるということ、それから2つ目は、評価の際に一般的な共通ガイドラインが整備されるということ、それから3つ目が、中期目標の期間終了前に中期目標期間の業務実績の評価について行うようなタイミングなるということ、それから4つ目は、別途、第三者機関が設置されて、主務大臣が行う評価等について点検、チェックを実施するというので、さらに研究開発を行う法人については、主務大臣が行う、まさにサポートという面もあるかもしれませんが、主務大臣のもとに研究評価委員会というものを設置して、そ

の研究内容等について、その評価委員会が大臣にサポートをするといったところが、現行とはちょっと変わってくるのかなという感じはしております。

それから、組織の見直しの点でございますが、今度は24ページをお開きいただけますでしょうか。

ここから各省の所管している法人の、いわゆるどのような姿で整理をするかということに記載されておりますが、24ページの一番上は、農業技術分科会で扱っていただいている4法人について、統合し、研究開発型の成果目標達成法人とするということで整理をされております。

さらに、26ページになりますが、国土交通省と一部の研究課題が共管する土木研について、26ページの国土交通省の囲みがあります。土木研究所ほか他の法人を含め、5法人を統合する、というようなことが記載されております。先ほど、ちょっと説明しましたように、この新たな制度、今の時点では26年4月に移行するということを目指しているものですので、現在の制度、24年、25年度につきましては、現行制度で行くのではないかと我々は考えておりました、引き続き、先生方には、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っておりますが、これはまだ閣議で大きな方針が決定しただけということにして、これから具体的な姿が詰められていくこととなります。今後、そういった姿が示される時期に応じまして情報を提供させていただきたいと思っておりますが、現時点での情報はこのような状況でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問等がございますでしょうか。

当面はないということですが、大きな変化がこの後予定されているようでございます。

ございませんか。よろしいですかね。

これは随時また必要に応じてお話いただくということでございますので。

それでは、そういうことでよろしいでしょうか。 それでは、本日予定しておりました審議をすべて終わりましたので、これで農業技術分科会を終了したいと思います。

本日の会議につきましては、議事録を公開させていただきます。議事録については、事務局ができ上がり次第、皆様にチェックしていただき、その後インターネットで公表することとします。

以上で本日の議事を終了し、議事進行を事務局にお返しいたします。

○山本課長補佐 齋藤先生、どうも座長のほうをお務めいただきましてありがとうございました。それから、委員の先生方、皆様、長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。

本日の資料につきましては、冒頭申し上げましたとおり、資料4に関連いたします平成23年度過年度委託事業費返還金等の内訳という1枚紙でございますが、こちらは後ほど回収させていただきますということでございますので、机上にお残しいたきまして、あとの資料につきましては、大変分厚いものになっておりますので、必要な資料の上に卓上のネームプレートを置いていただきますれば、後ほど事務局から郵送でお送りさせていただこうかというふうに思っております。また、不要な資料につきましては、当方で処分いたしますので、それは名札を置かずにお残しいただければこちらで処分をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成23年度第3回独立行政法人評価委員会農業技術分科会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後0時18分 閉会